事業番号　0746

平成２９年度行政事業レビューシート（　厚生労働省　）

事業名	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費等			担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部	作成責任者
事業開始年度	平成１７年度	事業終了（予定）年度	終了予定なし	担当課室	精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室	田中　央吾
会計区分	一般会計					
根拠法令（具体的な条項も記載）	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第81条第1項			関係する計画、通知等	―	
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障	
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること。					
事業概要（5行程度以内。別添可）	医療観察法に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、医療観察法に基づく医療を提供するために必要な基準に適合した医療機関（指定医療機関）に委託して医療を実施する。					
実施方法	委託・請負					

予算額・執行額（単位：百万円）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
予算の状況	当初予算	18,839	17,637	17,342	16,964	16,887
	補正予算	－	－	－	－	
	前年度から繰越し	－	－	－	－	
	翌年度へ繰越し	－	－	－	－	
	予備費等	－	－	－	－	
	計	18,839	17,637	17,342	16,964	16,887
執行額		16,281	16,227	15,577		
執行率（%）		86%	92%	90%		
当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（%）		86%	92%	90%		

平成29・30年度予算内訳（単位：百万円）

歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由
心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費	16,960	16,885	・実績額に伴う要求額の減
心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費審査支払事務費	4	2	
計	16,964	16,887	

成果目標及び成果実績（アウトカム）

定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
―	―	成果実績	－	－	－	－	－	－
		目標値	－	－	－	－	－	－
		達成度	%	－	－	－	－	－

根拠として用いた統計・データ名（出典）：―

定量的な成果目標の設定が困難な場合

定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由	定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績
	本事業は医療観察法に基づく裁判所の決定を受けた対象者に対し、国が医療を実施するものであるため、定量的な成果目標の設定にはなじまない。	医療観察法に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に適切な医療を提供することを目標としているが、裁判所の決定を受けた対象者への医療を支障なく実施できている。

事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績

代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 29 年度
医療観察法に基づく裁判所の入院の決定を受けた対象者に適切な医療を提供する。	医療観察法に基づく裁判所の入院の決定を受けた対象者数	実績	人	757	740	714	－	－
		目標値	人	757	740	714	－	753
		達成度	%	100	100	100	－	－

事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績

代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 29 年度
医療観察法に基づく裁判所の通院の決定を受けた対象者に適切な医療を提供する。	医療観察法に基づく裁判所の通院の決定を受けた対象者数	実績	人	585	623	677	－	－
		目標値	人	585	623	677	－	727
		達成度	%	100	100	100	－	－

活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込
	医療観察法に基づく裁判所の入院の決定を受けた対象者数	活動実績	人	757	740	714	－	－
		当初見込み	人	757	740	714	753	781

活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込
	医療観察法に基づく裁判所の通院の決定を受けた対象者数	活動実績	人	585	623	677	－	－
		当初見込み	人	585	623	677	727	781

単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込
	X／Y X：医療費の支出額 Y：裁判所の入院の決定を受けた対象者数	単位当たりコスト	百万円	20	20	20	20
		計算式	X/Y	15,046/757	14,850/740	14,078/714	15,387/753

単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込
	X／Y X：医療費の支出額 Y：裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者数	単位当たりコスト	百万円	2	2	2	2
		計算式	X/Y	1,233/585	1,374/623	1,497/677	1,797/727

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係

政策評価

政策：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること

施策：Ⅷ－１－１　障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標年度 － 年度
	－	実績値	－	－	－	－	－	－
		目標値	－	－	－	－	－	－

本事業の成果と上位施策・測定指標との関係

医療観察法に基づき、入院決定又は通院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関（指定医療機関）に委託して医療を実施しており、その医療に必要な経費を10／10国が負担する。
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。

経済・財政再生アクション・プログラム

改革項目：分野：－　－

KPI（第一階層）	KPI（第一階層）		単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
	－	成果実績	－	－	－	－	－	－
		目標値	－	－	－	－	－	－
		達成度	%	－	－	－	－	－

KPI（第二階層）	KPI（第二階層）		単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
	－	成果実績	－	－	－	－	－	－
		目標値	－	－	－	－	－	－
		達成度	%	－	－	－	－	－

本事業の成果と改革項目・KPIとの関係

－

事業所管部局による点検・改善

	項　目	評　価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療は国が行うこととされており、ニーズを反映したものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療は国が行うこととされている。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	対象者の円滑な社会復帰を目的とした優先度の高い事業である。

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	医療観察法において、国は診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金等に委託することができるとされており、当該事務の専門性に鑑み、社会保険診療報酬支払基金に審査・支払事務を委託している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療は国が行うこととされている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	指定医療機関への診療報酬の額の決定に当たっては、医療観察法の規定に基づき、医療に関する審査機関の意見を聴くなど適正に決定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	–
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	医療観察法の規定に基づき、対象者への医療にかかる費用について、適正に支出している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	-	–
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	-	–
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	–
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	定量的な目標設定にはなじまないが、裁判所の決定を受けた対象者への医療を支障なく実施できている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	–
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	裁判所の決定を受けた対象者数には変動があるものの、概ね見込みどおりの実績となっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	–
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）	-	–

所管府省名	事業番号	事業名
–	–	–

点検・改善結果	点検結果	医療観察法に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、医療観察法第81条第１項により、国はその精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を提供することとされている。 当該医療費については、将来的な対象者数等を推計し、必要な医療費を積算しているが、近年の実績も概ね当初見込みどおりであるなど、適正な予算確保ができているものと考える。
	改善の方向性	引き続き、これまでの対象者数の推移や執行実績を踏まえ、適正な執行率となるように予算措置を講じていくものとする。

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り	―

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	513	平成23年度	466	平成24年度	410
平成25年度	769	平成26年度	767	平成27年度	750
平成28年度	749				

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省： 15，577百万円

予算の配布

↓

【交付】

A. 地方厚生局（7官署）： 15，577百万円

審査・レセプト管理・指導監督・公費負担支払

↓

【交付】随契（その他）

B. 社会保険診療報酬支払基金（7支部）： 15，577百万円

医療観察法医療費の審査・指定医療機関への支払

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.関東信越厚生局			B.社会保健診療報酬支払基金　埼玉支部		
費　目	使　途	金　額（百万円）	費　目	使　途	金　額（百万円）
医療費	入院医療費、通院医療費	6,662	医療費	入院医療費、通院医療費	6,662
事務費	審査支払事務費	1	事務費	審査支払事務費	1
計		6,663	計		6,663

支出先上位10者リスト

A.

	支　出　先	法　人　番　号	業　務　概　要	支　出　額（百万円）	契約方式等	入札者数（応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策（支出額10億円以上）
1	関東信越厚生局	6000012070001	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	6,663	随意契約（その他）	－	－	－
2	九州厚生局	6000012070001	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	2,412	随意契約（その他）	－	－	－
3	近畿厚生局	6000012070001	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	1,947	随意契約（その他）	－	－	－
4	東海北陸厚生局	6000012070001	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	1,811	随意契約（その他）	－	－	－
5	中国四国厚生局	6000012070001	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	1,763	随意契約（その他）	－	－	－
6	東北厚生局	6000012070001	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	878	随意契約（その他）	－	－	－
7	北海道厚生局	6000012070001	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	103	随意契約（その他）	－	－	－

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額（百万円）	契約方式等	入札者数（応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策（支出額10億円以上）
1	社会保険診療報酬支払基金　埼玉支部	3010405002439	審査、指定医療機関への医療費の支払	6,663	随意契約（その他）	－	100%	―
2	社会保険診療報酬支払基金　福岡支部	3010405002439	審査、指定医療機関への医療費の支払	2,412	随意契約（その他）	－	100%	―
3	社会保険診療報酬支払基金　大阪支部	3010405002439	審査、指定医療機関への医療費の支払	1,947	随意契約（その他）	－	100%	―
4	社会保険診療報酬支払基金　愛知支部	3010405002439	審査、指定医療機関への医療費の支払	1,811	随意契約（その他）	－	100%	―
5	社会保険診療報酬支払基金　広島支部	3010405002439	審査、指定医療機関への医療費の支払	1,763	随意契約（その他）	－	100%	―
6	社会保険診療報酬支払基金　宮城支部	3010405002439	審査、指定医療機関への医療費の支払	878	随意契約（その他）	－	100%	―
7	社会保険診療報酬支払基金　北海道支部	3010405002439	審査、指定医療機関への医療費の支払	103	随意契約（その他）	－	100%	―

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ﾌﾞﾛｯｸ名	契約先	法人番号	業務概要	契約額（百万円）	契約方式	入札者数（応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策（契約額10億円以上）
1	－	―	－	―	－	－	－	－	―